

早版！改正法

後編

～改正ポイントを重点チェック！～

社会保険労務士試験は、どの科目についても毎年多くの法改正事項があるのが特徴です。再受験の人は、基本テキストの内容を少なくとも一度はインプットしているのですから、今年度試験で変わる改正点だけをまとめて押さえておくことで学習を効率化できます。今月号では、10月号（前編）及び11月号（中編）で既にお伝えした以外の内容につき、**平成29年12月末**までに改正が決まっている内容を抜粋してお伝えします。

社会保険労務士
山川 靖樹
(山川社労士予備校)



「特集1」01

I 労働基準法・労働安全衛生法

①社会保険労務士による電子申請の代行における**使用者の電子署名等の省略**が認められることとなった。(★★)

やまちゃん先生の**分かりやすい法改正ポイント**～本試験ではココが狙われる～

♣改正前後を比較すると？

改正前（平成29年11月30日以前）	改正後（平成29年12月1日以降）
<p>使用者が行う労働基準法に基づく届出等を社会保険労務士が代行により電子申請する場合、使用者及び社会保険労務士双方の電子署名及び電子証明書が必要。</p>	<p>使用者が行う労働基準法に基づく届出等を社会保険労務士の代行により電子申請する場合、職務を代行する契約を締結していることにつき証明することができる電磁的記録を当該届出等と併せて送信することにより、使用者の電子署名及び電子証明書を省略できる。</p>

♣試験対策上、注意したいポイント

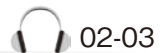
○労働基準法及びこれに基づく命令の規定により、使用者が労働基準監督署長に対して行う許可、認可、認定若しくは指定の申請、届出、報告の手続であって、電子申請が可能であるすべてのものが、この省略規定の対象となります。

○また、社労士等による電子申請の代行における申請者の電子署名等の省略は、「労働安全衛生法等に基づく届出等」についても実施されています（安衛則100条の2等）。

ここで、**〇×**式問題を解いてみよう！

問題1 使用者が行う労働基準法に基づく届出等を、社会保険労務士が使用者に代わって電子申請する場合、職務を代行する契約を締結していることにつき証明することができる電磁的記録を当該届出等と併せて送信することにより、使用者及び社会保険労務士双方の電子署名及び電子証明書を省略できる。

（正答は、この特集の末尾に記載しています。以下、同じ）



II 雇用保険法

①通所を常例としない公共職業訓練等（委託訓練におけるeラーニングコース等）を受講する場合で、一定の者についても、**通所手当が支給**されることとなった。（★★）

やまちゃん先生の**分かりやすい法改正ポイント**～本試験ではココが狙われる～

改正後（平成29年9月29日以降）（則59条6項新設）

通所を**常例としない**公共職業訓練等（委託訓練におけるeラーニングコース等）を受講する場合で、以下の①～③のいずれかに該当する者には**通所手当を支給**する。

- ①通所のため、**交通機関等**を利用してその運賃等を負担する者
- ②通所のため、**自動車等**を使用する者
- ③通所のため、**交通機関等**を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用する者

※ただし、交通機関等又は自動車等を利用しなければ通所することが著しく困難である者以外の者であって、交通機関等又は自動車等を利用しないで徒歩により通所するものとした場合の通所の距離が**片道2キロメートル未満**である者には**支給しない**。

♣試験対策上、注意したいポイント

- 「**eラーニングコース**」とは、通所が困難な事情（育児中や障害がある等）がある方に対し、パソコンやインターネット回線などを利用して行う在宅（通信）訓練で、通所を常例としない公共職業訓練の1つです。
- ただ、この場合でも、定期的に「**スクーリング**（通信訓練生徒が受ける、短期間の教室での講義・授業）」のために、委託訓練先の職業訓練施設に通所する場合があります。このときの交通費等につき、**通所手当を支給**しようとする改正内容になります。